

茅ヶ崎市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和8年7月7日

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査の種類

財務監査（定期監査）

2 監査の対象

文化スポーツ部

3 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務は法令等に適合し、適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理において、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、経済的、効率的、効果的に行うよう努めているか。
- (4) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

4 監査の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に係る事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査の実施期間

令和8年4月15日（水）から7月3日（金）まで

6 監査の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 文化推進課

＜会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償＞

会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について、計算誤りによる過少払いが1件ありました。

(2) スポーツ推進課

ア 会計年度任用職員の報酬

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第8条第1項では、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた会計年度任用職員に対

し、時間外勤務手当に相当する報酬を支給すると規定されています。しかし、時間外勤務の実態があつたにもかかわらず、時間外勤務手当に相当する報酬を支給していませんでした。

イ 会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償

会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について、勤務の実態と符合しない支給と不支給がありました。

ウ 柳島スポーツ公園の管理運営に関する協定

当該協定書の第16条では、「受託者は、原契約第56条に基づき、管理運営業務の全部又は一部を第三者に請け負わせることができる。」と規定されています。原契約の第56条第2項では、「(略)さらに維持管理業務又は運営業務建設業務の一部を維持管理再受託者又は運営再受託者に請け負わせる場合は、選定事業者は、維持管理再受託者又は運営再受託者の名称を各業務の業務開始日の30日前までに市に通知しなければならない。(略)」と規定されていますが、選定事業者から書面による通知を受けていませんでした。

(3) 多様性社会推進課

ア 会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償

会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について、計算誤りによる過払いが1件ありました。

イ 会計年度任用職員の旅費

会計年度任用職員の旅費について、計算誤りによる過払いが2件ありました。

ウ ピーストレイン平和大使広島派遣事業委託契約

当該契約について、契約書と支出負担行為の金額が相違していました。

7 意見・要望

茅ヶ崎ゆかりの人物館及び開高健記念館の観覧券の半券について、領収印の押し忘れ及び紛失といった事例が確認されました。

当該資料は、歳入の根拠となる資料であることから、領収印の遺漏が無いよう周知徹底を図るとともに、半券の管理方法の再考と、管理の徹底をお願いします。